

共済だより

令和4年10月発行 No.215



『SEE SEA PARK』(おおい町)

主な内容

組合会議員選挙	2
短期組合員になられた方へ～保健事業・貯金事業からのご案内～	3
障害の状態になったとき～在職中でも年金を受給できます!～	4
65歳以上の在職受給権者について、在職時改定が始まります	5
医療費の動向について	6
養育特例の手続きはお済みですか?	8
被扶養者認定・取消 Q&A	9
柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき	10
高額介護合算療養費の申請について	11
特定健康診査の受診はお済みですか?	14
アイススケート・スキーリフト利用助成	17
貸付事業からのお知らせ	18
冬のボーナスは組合員貯金へ	19
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!	20
エル・サポート・福井からのお知らせ	21

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

任期満了に伴う組合会議員選挙が行われます

令和4年11月17日執行予定

共済組合の組織

共済組合には、その業務を運営するために、議決機関として「組合会」、執行機関として「理事長・理事」、監査機関として「監事」が設けられ、共済組合の事業が円滑かつ適正に行われるようになっています。

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置され、事業計画及び予算、決算等の重要事項の審議、議決を行います。

議員の任期

議員の任期は2年で、現在の議員は、令和4年11月30日をもって任期満了となります。

議決機関	執行機関	監査機関
組合会 長側から 10人 職員側から10人	理事長 市町長である 理事の中から選出 理事 長側議員から 3人 職員側議員から 3人	監事 長側議員から 1人 職員側議員から 1人 学識経験者 1人
各所属所	事務局	

【表1】市町長が選挙する議員の選挙区

選挙区	議員定数
第1区 福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	7人
第2区 敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

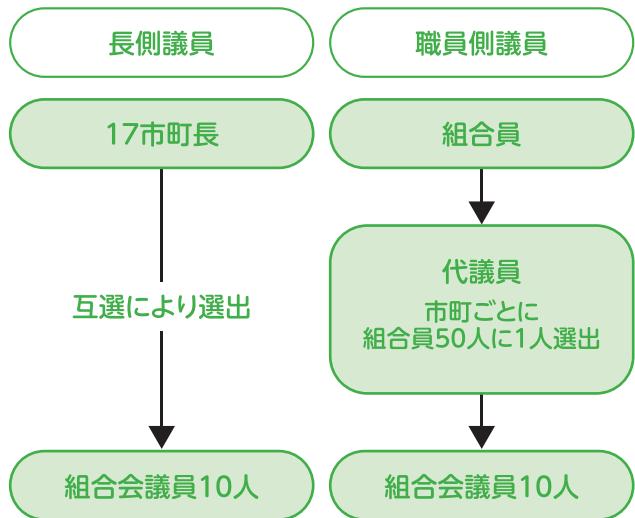
選挙の方法

市町長が選挙する議員(長側議員)は【表1】の選挙区ごとに、市町長の互選により10人が選出されます。

市町長以外の組合員が選挙する議員(職員側議員)は【表2】の選挙区ごとに選出された代議員の投票又は代議員の過半数の者に異議がない場合には、代議員の指名推薦により10人が選出されます。

なお、代議員は、市町*ごとに原則組合員50人に1人選出されます。

※一部事務組合等は、所在地の選挙区に含まれます。



【表2】市町長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区	議員定数
第1区 福井市	2人
第2区 大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	5人
第3区 敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

〈お問合せ先 総務企画課〉

(令和4年8月31日現在)

お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300
 健康管理課 0776-52-7301
 年金課 0776-52-7303
 越 路 0776-77-3151

組合の状況

組合員数	10,348 人
(男)	5,276 人
(女)	5,072 人
任意継続組合員数	62 人
被扶養者数	7,475 人
平均標準報酬月額(短期)	349,843 円
(厚年)	344,035 円
(退年)	343,870 円

令和4年10月から新たに組合員(短期組合員)となる皆様へ

令和4年9月まで協会けんぽの健康保険に加入していた非常勤職員の方は、令和4年10月1日から共済組合の短期組合員として、短期給付・福祉事業を受けることができます。

保健事業

保健事業は、健康維持・増進を目的とした事業を行っています。
10月末を目途に次の助成券等を配布予定ですので、健康維持・増進にぜひご利用ください。

リフレッシュ施設利用助成券	運動を始めるきっかけをつくるための助成です。 契約する施設の利用料の一部を助成します。
越路(直営保養所)利用助成券	保養していただくための助成です。 宿泊に係る費用の一部を助成します。
こころの健康カウンセリング	メンタルヘルスのための事業です。 Webまたは電話で相談できます。

その他、適用される助成事業等

- 定期健診付加検査助成 所属所が行う定期健康診断(事業主健診)を受診した場合、法定の検査項目に共済組合が指定する検査項目を付加した検査内容で健診を受診することができます。
- がん検診助成 所属所が行う、がん検診を受診した場合に助成を受けられます。
- 予防健診助成 所属所が行う定期健診等を受診できなかった場合などに助成します。
- 歯科健診助成 指定年齢の方は、県内の協力歯科医院で歯科健診を受けられます。
- 協定保養所利用助成 全国にある契約保養所に宿泊する場合、宿泊料の一部を助成します。
- 家庭用常備薬等斡旋 家庭用の常備薬を特価で斡旋します。

<お問合せ先 健康管理課>

貯金事業

貯金事業は、貯金の受入れとその運用及び有利な利息の支払いを行っています。

令和4年10月に短期組合員の資格取得をされた方は、次のことにご注意ください。

共済組合貯金の加入日について

- 共済組合へ「組合員貯金加入申込書」を **7月29日まで**にご提出^{※1}いただいた方 ➡ **11月1日**が貯金加入日です。
- 共済組合へ「組合員貯金加入申込書」を **7月30日以降**にご提出^{※1}いただいた方 ➡ **12月1日**が貯金加入日です。

※1 所属所担当課から共済組合へ提出があった日付が基準となります。

臨時入金について

- 貯金加入日後に、組合員貯金払込書(臨時入金)にて福井銀行の窓口でお振込みいただきますと、貯金の臨時入金を行えます^{※2}。
振込書は所属所担当課にございます。
- ※2 貯金加入日前に臨時入金をされますと、貯金口座開設前のため返金することになります。必ず、臨時入金前に貯金加入日を所属所担当課にご確認いただき、**加入日後に臨時入金をしていただきますよう、何卒お願い申し上げます。**
- 他金融機関でもお振込みいただけますが、手数料がかかりますのでご注意ください。

<お問合せ先 総務企画課>



『SEE SEA PARK』(おおい町)

おおい町うみんぴあエリアにオープンしたSEE SEA PARKは「みんなでつくる公園」をコンセプトにした商業施設です。

新しく店舗営業にチャレンジされる方を応援するためのチャレンジショップ区画や若狭エリア最大級のシェアオフィス区画を整備。新しい価値を生み出すインキュベーション機能も併せ持ちます。

カフェやアウトドアストアなどのショップやイベントスペースも充実しています。

ぜひSEE SEA PARKに遊びに来てください。



障害の状態になったとき

～ 在職中でも年金を受給できます! ～



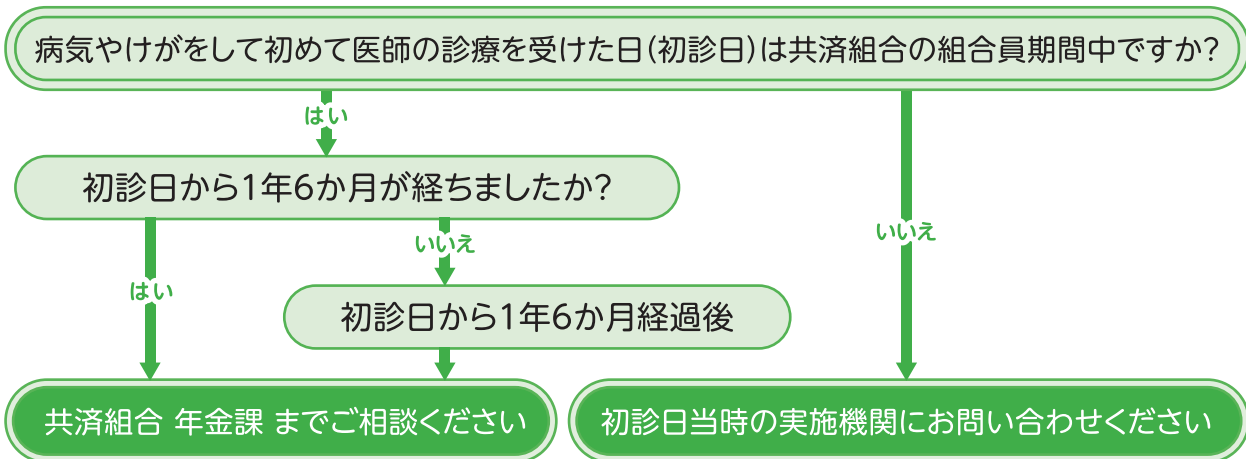
障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となって、障害等級が1級・2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき(※)に支給されます。

なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。

(※) 初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。

障害厚生年金の受給資格

下記のフローチャートでご確認ください。



障害厚生年金の支給要件



次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日(注1)があり、かつ、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき

② 障害認定日後に障害の状態になったとき(事後重症制度)

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

③ 他の障害と併合して初めて該当するとき(基準障害制度)

組合員である間に初診日のある傷病による障害[基準傷病]と、その他の傷病(基準傷病の初診日以前の傷病に限る)による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

(注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日(その期間内に傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき(下欄「障害認定日の特例について」参照))をいいます。

(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。

障害認定日の特例について

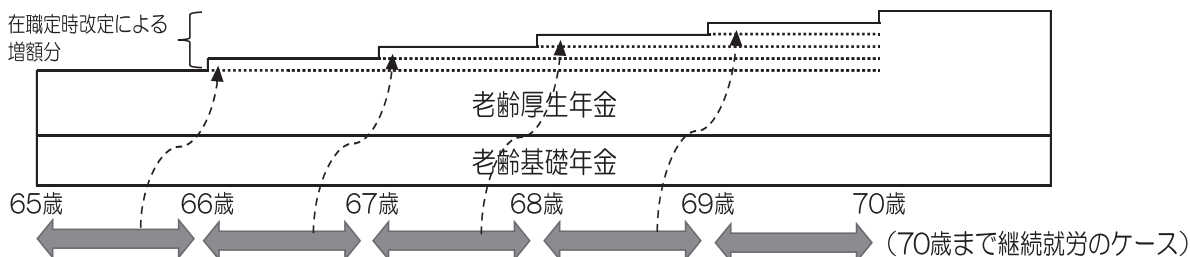
原則として、初診日から1年6か月を経過した日を障害認定日としていますが、人工透析の開始や人工骨頭等の挿入置換、心臓ペースメーカ等の装着など、特例が適用される場合がありますので、共済組合までご連絡ください。

＜お問合せ先 年金課＞

65歳以上の在職受給権者について、 在職定時改定が始まります

年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で在職中の方については、毎年10月に年金額の改定が行われます。

在職定時改定は、毎年1回、基準日(9月1日)において厚生年金の被保険者として在職中の者の年金額を、8月までの加入実績に応じて、10月分の年金(12月期支給)から改定します。



<お問合せ先 年金課>

令和4年10月から退職等年金給付における 基準利率等の値について

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これにあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、令和4年10月から令和5年9月まで適用される率が定まりましたので、お知らせします。

1

基準利率

0.02%



2

年金現価率

終身年金現価率			有期年金現価率		
年齢	R3.10～ R4.09	R4.10～ R5.09	支給 残月数	R3.10～ R4.09	R4.10～ R5.09
60歳	27.345773	27.261629	120月	10.000000	9.989841
65歳	23.033747	22.972879	240月	20.000000	19.959725

※上記以外の年金現価率については「地方公務員共済組合連合会」のホームページを確認ください。

基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率等に関する詳細はこちら

<https://www.chikyoren.or.jp/> 地方公務員共済組合連合会

検索

トップページの「年金関連情報→年金財政関係→年金払い退職給付(退職等年金給付)
→地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。

<お問合せ先 年金課>

共済だより R4.10

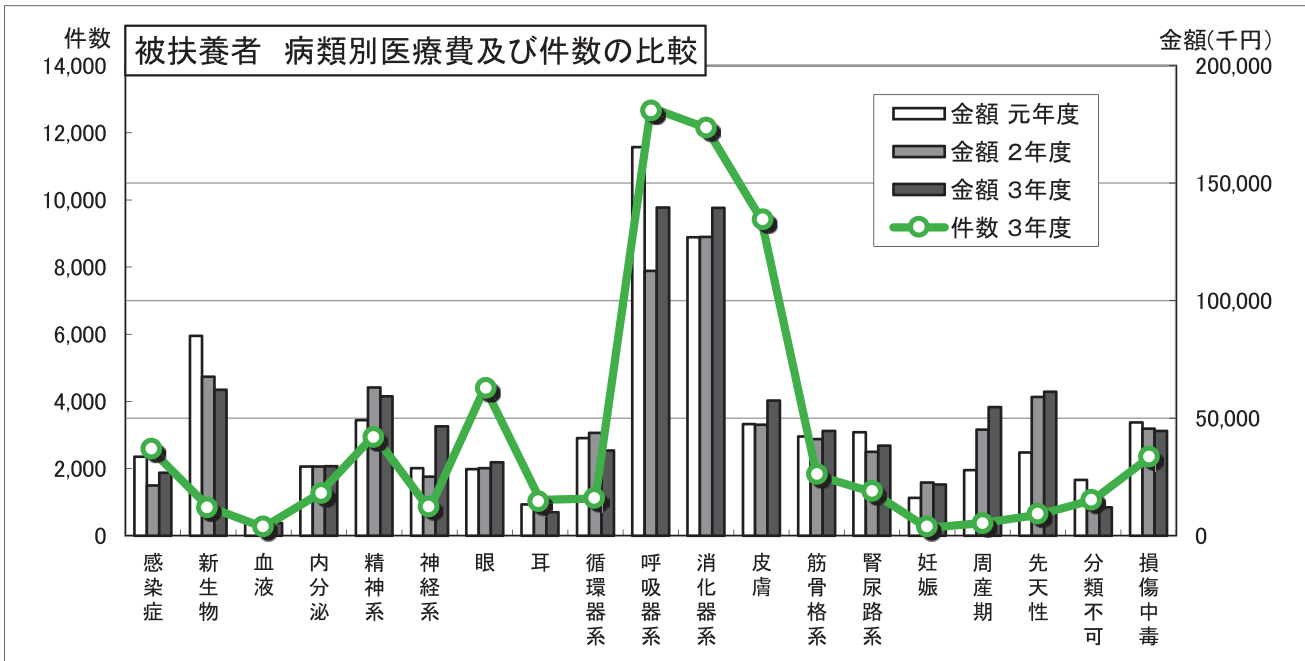
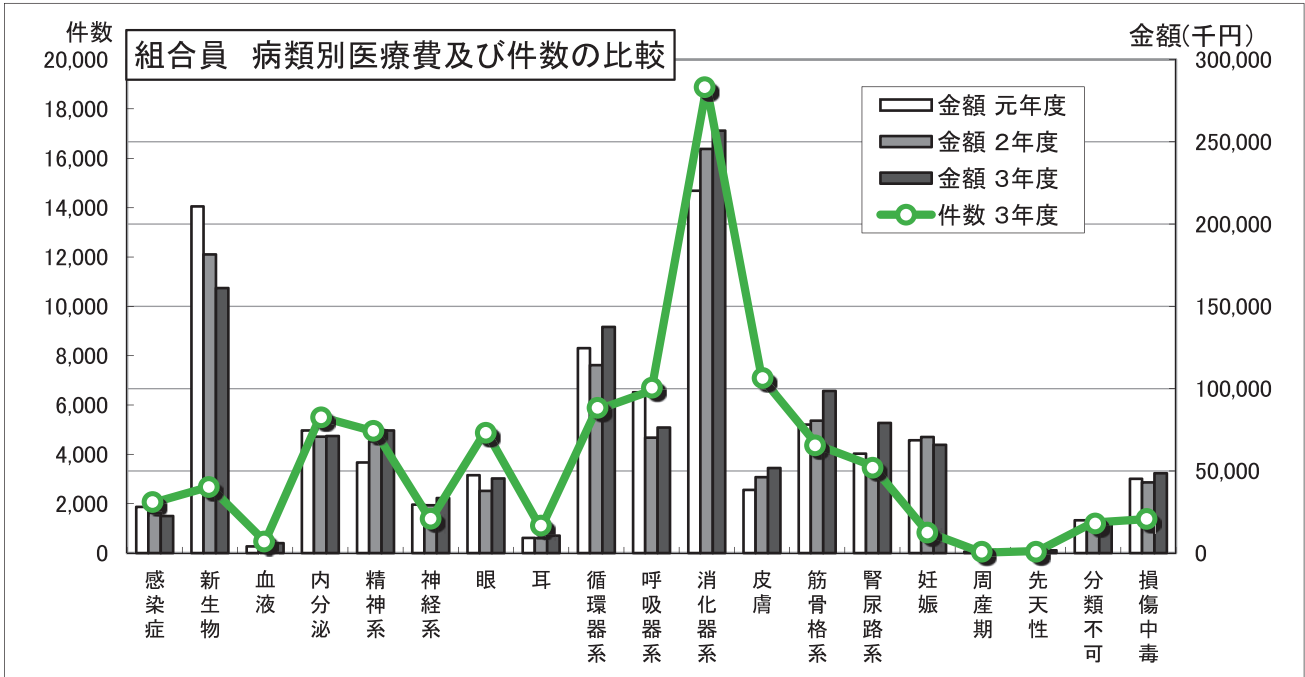
医療費の動向について

— 組合員本人、被扶養者ともに増加 —



令和3年度の医療費(保健給付)は、前年度に比べ約13.1%(約2億6,100万円)増加し、新型コロナウイルスの影響がなかった令和元年度と比べても約8.5%(約1億7,700万円)増加しました。

令和3年度の病類別医療費は、組合員は1位 消化器系、2位 新生物、3位 循環器系、被扶養者は1位 呼吸器系、2位 消化器系、3位 新生物の順位で高くなっています。



主な疾患・症状	新生物	胃癌・大腸癌・乳癌・肺癌・白血病・良性新生物	循環器系	高血圧・心筋梗塞・心不全・脳梗塞・脳内出血
	呼吸器系	急性鼻咽頭炎(かぜ)・肺炎・アレルギー性鼻炎・喘息	消化器系	う蝕(むし歯)・歯周疾患・胃炎・胃潰瘍・肝炎・膵炎・胆石
	筋骨格系	腰痛症・神経痛・骨粗鬆症 慢性関節リウマチ・五十肩	損傷中毒	骨折・熱傷・外因の影響による損傷

組合員1人当たり医療費

医療費の状況を把握する際の代表的な指標の一つであり、1年間の総医療費を平均組合員数で除した金額です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、本人、被扶養者ともに受診率が大きく減少し、これに伴い組合員1人当たりの医療費も減少しました。

令和3年度は受診率が増加したことにより組合員1人当たりの医療費も増加しました。

医療費の要素

●受診率の推移

受診率は、健康を害している人がどの程度いるかを示す指標で、年間の受診件数を年間延べ組合員数(被扶養者は被扶養者数)で除した割合です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から医療提供体制が制限されたこと、また、新型コロナ感染を懸念して受診控えが発生したことにより、本人、被扶養者ともに受診率は大きく減少しましたが、令和3年度は平年並みの水準となりました。

●1件当たり日数の推移

本人、被扶養者ともに減少傾向にあります。

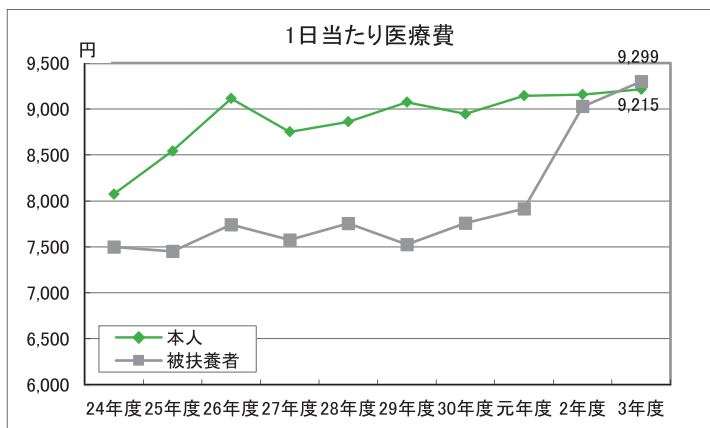
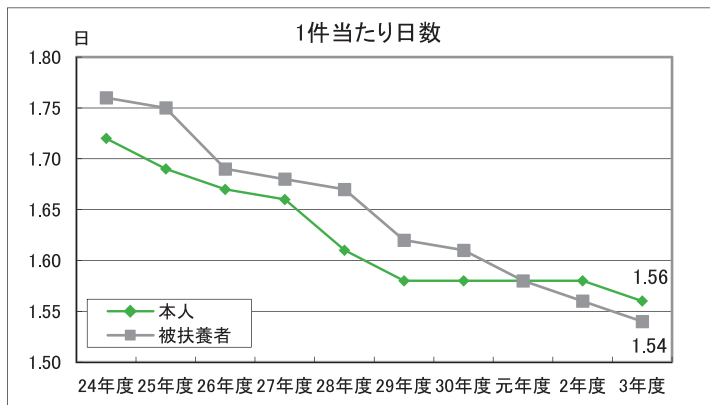
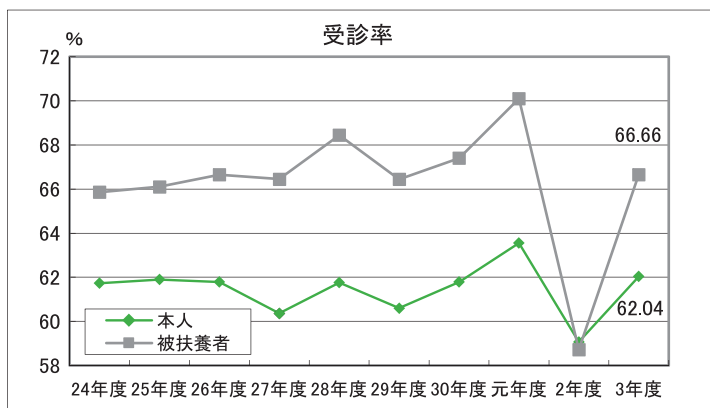
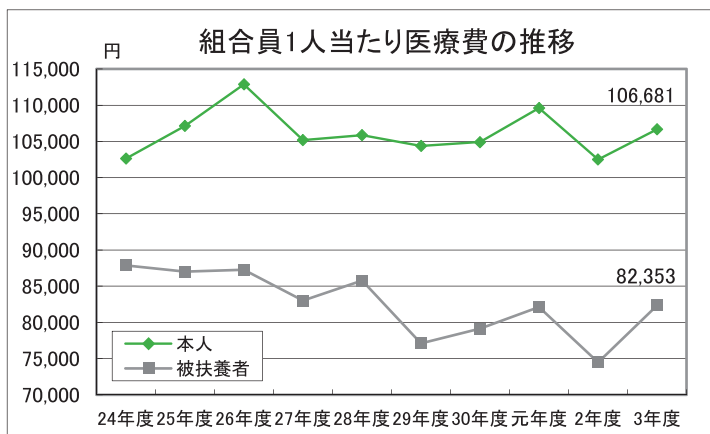
診断技術の向上によるがんの早期発見をはじめ、内視鏡手術、抗がん剤などの効果的な治療法の導入により入院が短期化していることや、診療報酬制度上の入院基本料の加算要件である平均在院日数要件が影響しているものと考えられます。

●1日当たり医療費の推移

1日当たり医療費は、金額が高いほど重症化・慢性化した疾病を抱える方が多いこととなります。

本人、被扶養者ともに増加傾向にありましたが、被扶養者の伸びが顕著となりました。

新型コロナが1日当たり医療費に与える影響は大きくないと考えられるため、被扶養者の健康状態が悪化していることが表れています。



医療費につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が大きく影響しましたが、令和3年度は未だコロナ禍でありながらも平常時の近くまで戻ったと見ています。

一方では、令和2年度から会計年度任用職員の方が組合員資格を取得され、令和3年度末では組合員数が約1,000人増加したことから、医療費の解析が難しい局面となりました。

医療費の抑制は重要課題ではありますが、組合員と被扶養者の皆様が健やかに過ごしていただくことが何よりも重要です。

組合員・被扶養者の皆様におかれましては、疾病の早期発見・早期治療を心掛けていただき、健康診断や人間ドックで精密検査や治療が必要とされた場合は、必ず医療機関を受診してください。

<お問合せ先 健康管理課>

共済だより R4.10

養育特例の手続きは お済みですか？



「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月(基準月)の標準報酬月額(= 従前標準報酬月額)よりも下回った期間において、将来年金の額を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。

◆ 申出が必要です!

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。
申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課(総務課・職員課など)で入手してください。

◆ 時効があります! (2年)

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、令和2年10月時点で養育特例の対象となっている場合、令和4年10月末までに申請書の提出がなければ令和2年10月は時効により養育特例の対象外となってしまいますのでご注意ください。

◆ 掛金(保険料)・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。そのため、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請を行うことで、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬月額に基づいて算定されます。

※対象となる子の人数や産休・育休による掛金等免除期間の有無によって取扱いが異なりますので、まずは、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課までお問い合わせください。

育児休業手当金・介護休業手当金の上限額について

育児休業手当金及び介護休業手当金につきましては、それぞれの計算式に基づき給付日額(1日あたりの支給額)を算出します。

ただし、計算に用いられる標準報酬の月額や給付日額には、雇用保険法の規定に準じた上限額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この上限額も毎年見直されています。

令和4年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区 分	給付日額	
育児休業手当金	育児休業の期間が180日に達するまでの期間の方 ※1	13,878 円
	育児休業の期間が180日を経過した方 ※2	10,356 円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額		470,000 円

★育児休業手当金

給付日額(1日あたりの支給額)
 ※1 標準報酬の日額 × 67/100
 ※2 標準報酬の日額 × 50/100
 標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 × 1/22 (10円未満四捨五入)

区 分	給付日額
介護休業手当金	15,266円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	
530,000 円	

<お問合せ先 健康管理課>



被扶養者認定・取消 Q&A



被扶養者認定の取り扱い基準については小誌で定期的にご案内しておりますが、今回は収入のある被扶養者の認定手続き事例をQ&A形式にしました。被扶養者申請手続きの際のご参考になさってください。

Q 配偶者は、自営業を営んでいますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により収入が減少しています。この場合、年間収入が130万円未満であれば、組合員の被扶養者として認定することはできますか？

A 事業収入の場合、所得税法上の総収入から、下表にある「扶養認定上控除できる必要経費」に限り、その実額を控除して得た額を収入とみなします。以上により、所得税法上の所得が130万円未満であっても、被扶養者認定ができない場合がございますので、ご注意ください。

<事業・不動産など>

控除可	売上原価、消耗品費、光熱給水費、修繕費、荷造運賃、地代・家賃
控除不可	減価償却費、損害保険料、給料・賃金、貸倒金、旅費交通費、通信費、接待交際費、借入金利子、福利厚生費、広告宣伝費、租税公課

<農業>

控除可	種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬・衛生費、諸材料費、ライスセンター使用料、水利費、小作費・賃借料、土地改良費、委託料、動力光熱費、荷造運賃、修繕費
控除不可	減価償却費、とも補償費

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証等」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の医療機関等の受診について

- ◆ 資格喪失後に医療機関等を受診する場合は、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。
- ◆ 新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



資格喪失後に組合員証・組合員被扶養者証を使用して、医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療保険者負担分を全額返還していただくことになります。

<お問合せ先 健康管理課>

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、組合員証が使える場合と使えない場合があります。

負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。



組合員証が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛 ※鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） ※マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

組合員証が使えない場合の例 → 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛 スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などのリハビリ 症状改善のみられない長期の施術 以前負傷した部位の痛み 原因不明の痛みや違和感 加齢による身体の痛み 外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合
-------	---

柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

◆ 原因を正しく伝えましょう

何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。

また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。

◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

組合員証で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。

記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。

また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

◆ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オクス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様に照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださるようご協力をお願いします。

<お問合せ先 健康管理課>

高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあつては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額(高額療養費等の差し引き後)の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが創設されています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

● 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

● 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあつては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

● 支給

制度ごとに按分して、医療保険(共済組合)からは「高額介護合算療養費」が、介護保険(市町村)からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額(年間における自己負担限度額)	
	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円以上 790,000円以下	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円以上 500,000円以下	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)		190,000円

※対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

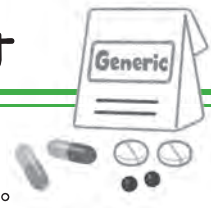
★ 自己負担額の合計が基準額を超える方へ…申請手続きについて…

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書(医療費のお知らせ)」等を確認のうえ、高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との合計が上表の額を超える場合は、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合へ的高額介護合算療養費の申請に必要となります。

なお、申請を希望される場合は、事前に所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課へお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品差額通知をお送りします



共済組合では、医療費の削減のためジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。
10月下旬に、下記の対象者へ所属所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

★ ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。
(新薬が効能追加を行っている場合など異なる場合があります。)

★ 通知対象者

今年の4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。(対象期間にお薬を処方された方全員に通知するわけではありません。)

★ 通知の見方

共済 太郎 様
(999- 9- 9999- 999999999)

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、
軽減可能な金額の目安です。

共済 太郎様が平成99年99月処方分を
ジェネリック医薬品に切り替えた場合

ジェネリック医薬品のお知らせ

最大 556円 軽減可能です

平成99年99月 の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※②	削減可能額 ※③	切替後 支払額
共済調剤薬局							
〇〇〇錠5	56.80	60.0錠	¥ 1,022	△△△△△錠5mg	□□□薬品	¥ 556	¥ 466

この月に処方されたお薬(先発医薬品)の分で試算
しています。薬局または病院ごとにお薬名やお薬
代など記載しています。

処方されたお薬(先発医薬品)から切り替えること
ができるジェネリック医薬品の名称等です。
最大3種類記載していますが、他にも切り替えがで
きるお薬が存在することがあります。

処
方
箋



まずは医師や薬剤師にご相談ください!

症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない場合が
あります。まずは、医師や薬剤師にご相談ください。

<お問合せ先 健康管理課>

共済組合事務担当者会議を開催しました



嶺北会場 (福井県自治会館多目的ホール)



嶺南会場 (パレア若狭研修室A・B)

7月21、22日に、県内2会場において共済組合の実務担当者を対象とした共済組合事務担当者会議を、座席の間隔を広く取り、会場の換気を行うなど新型コロナウイルス感染予防に配慮し開催しました。

嶺北、嶺南併せて36所属所、61人の担当者の方に参加いただき、各事業の事務手続き上のポイントや改正点を中心に説明させていただきました。

限度額適用認定証の交付申請はお早めをお願いします。

医療機関等で保険診療を受診され窓口での支払いが高額になることが想定される場合は、あらかじめ限度額適用認定証の交付申請を行ってください。

限度額適用認定証を医療機関等の窓口で提示することにより、自己負担額の上限が自己負担限度額までとすることができます。

限度額適用認定証交付申請書は、各所属所の共済組合事務担当課を通じて当組合へ申請していただくこととなっています。

なお、70歳以上75歳未満で自己負担割合が2割の方は、当組合が発行する「高齢受給者証」を提示していただくことで同様の窓口負担となりますので、限度額適用認定証の交付申請を行う必要はありません。ただし、70歳以上75歳未満の方でも、自己負担割合が3割であり、かつ所得区分が一定以上所得者(標準報酬の月額が83万円以上を除く)の場合は、限度額適用認定証が必要となりますのでご注意ください。

また、限度額適用認定証の提示が医療機関等の会計処理に間に合わない場合は、自己負担限度額が適用できないことがありますので、限度額適用認定証の交付申請はできるだけお早めに行ってください。

限度額適用認定証の有効期限

原則、交付を希望した月の初日から7か月後の末日までです。ただし、組合員が市町村民税非課税の場合は、交付を希望した月の初日から7か月後の末日、もしくは7月31日のどちらか早い方となります。

自己負担限度額の計算例(70歳未満)

標準報酬の月額	適用区分	限度額計算方法
830,000 円以上	ア	252,600 円+ (医療費-842,000円) ×1/100
530,000円以上 790,000円以下	イ	167,400 円+ (医療費-558,000円) ×1/100
280,000 円以上 500,000円以下	ウ	80,100 円+ (医療費-267,000円) ×1/100
260,000円以下	エ	57,600 円
低所得者(市町村民税非課税等)	オ	35,400 円

<お問合せ先 健康管理課>

40歳以上75歳未満の 被扶養者・任意継続組合員のみなさまへ

特定健康診査の受診はお済みですか？

生活習慣病は自覚なく進行し、気づいた時には重症化していることがあります。
早期発見のため、ぜひ特定健康診査を受診していただきますようお願いいたします。



STEP
1

特定健康診査の受診方法を選び予約する(予約不要な場合もあります)

① 集団健診で受診

お住まいの市町が行う集団健診の会場で受診できます。
健診日程等の詳細は、お住まいの市町へご確認ください。

② 医療機関で受診

当組合と契約している約300か所の病院等で受診できます。
必ず予約して受診ください。

③ 勤務先等の健診受診

お勤め先等で健診を受ける場合、健診結果の写しを当組合に提出すると、特定健診を受診したことになります。

STEP
2

特定健康診査を受診する(1・2の場合)

簡単 2STEP!!

健診費用は **無料!** 当日は、組合員証と受診券をお持ちください。

受診方法等詳細につきましては、5月上旬送付の受診券に同封した冊子『令和4年度特定健康診査のご案内』をご確認ください。

受診券等を紛失された場合は再発行いたしますので、共済組合健康管理課までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、各自治体での集団健診や各医療機関での健診が延期または中止となる可能性がございます。

受診前に、受診予定の自治体・医療機関に特定健康診査が受診可能かどうかを確認していただきますようお願いいたします。

早期受診でお得なクーポン券を進呈いたします!

特定健康診査の受診率向上のため、下記①・②どちらかの条件を満たしたうえで、申込書を提出された方に、県内のショッピングセンター等で利用できる**お得なクーポン券**を進呈いたします。

①

健診会場や医療機関等で
**2022年4月1日から
2022年10月31日までに**受診券を使って、特定健康診査を受診された方

②

人間ドック*1やパート先などで
**2021年4月1日から
2022年9月30日の間に**健康診断を受けた方で当組合に健診結果票をご提出いただいた方*2

*1 当組合の助成を受けた場合は対象外

*2 昨年度結果票を送付済の場合は今年度分のみ対象

【注意】クーポン券の進呈には、受診券に同封した「健トクキャンペーン申込書」の提出が必要となります。

申込期限:2022年11月10日(木)

あなたの健康のために
**特定健康診査を受けて、お得なクーポン券を
入手しましょう**



<お問合せ先 健康管理課>

40歳以上74歳以下の被扶養者、任意継続組合員の皆様へ

特定健康診査の実施機関について以下のとおり追加及び変更がありましたのでお知らせいたします。

●実施機関の追加 令和4年7月1日から

実施機関名	所在地
青山クリニック	福井市宝永1-38-15
Mクリニック	福井市石盛1-1816

●実施機関の変更

変更内容	実施機関名	所在地
住所変更	三船内科クリニック	福井市北四ツ居1-2-10 ↓ 福井市北四ツ居3-3-16
機関名変更	村上内科クリニック ↓ すこやか内科クリニック	福井市文京6-25-27

オンライン資格確認等システムによる 旧保険者からの特定健診情報提供の不同意について

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているものであり、機能の1つとして、当組合加入前に加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)にて実施された特定健康診査(以下「特定健診」という。)の情報を、当組合に提供することが可能となっています。

この提供にあたっては、オンライン資格確認等システムを用いて当組合が旧保険者から特定健診情報の提供を受ける場合に限り、当組合又は旧保険者は組合員又は組合員であった者の同意を得ることは不要とされております。

一方、組合員が、旧保険者で実施した特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより当組合に提供することを希望しない場合は、組合員より当組合に対して「オンライン資格確認等システム特定健診情報不同意申請書」*を提出することで、当組合は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

*申請書はお勤めの市町の共済組合事務担当課にごさいます。

提供されない具体的な情報項目

特定健診受診年月日、特定健診情報(身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等)

不同意による効果と留意事項

申請書の提出をもってオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当組合が、組合員が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報が閲覧できないようにします。

<お問合せ先 健康管理課>

歯科健診を受けましょう!

助成対象となる組合員が、福井県歯科医師会加盟の歯科医院で歯科健診を受診する場合、共済組合がその費用を負担します。

初期症状の少ないむし歯や歯周病は、痛みなどの自覚症状が出る頃にはかなり悪化していることがありますので、早期発見が重要です。定期的に歯科健診を受診することで早期発見につながります。

助成対象となる方には、7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」をお届けしておりますので、お手元に届いている方は、ぜひ歯科健診を受診してください。

「歯科健診助成事業」のご案内

★対象者 当年度中に27・33・36・45・55歳に達する組合員
(任意継続組合員・令和3年度に歯科健診助成を受けた組合員を除く)

対象者には7月上旬に封筒をお届けしています。

★実施期間 令和4年7月1日 から 令和5年1月31日 まで

★回数 1人1回

★回数 **無料** (歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用 (下記参照) は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用
- ・定期的な歯科健診の費用 (定期健診と内容が異なるため)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等



★受診方法について 「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

▶ 当組合HPもご覧ください

<http://www.fukui-kyosai.jp/>



★実施場所 ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っているのに、ためらっていませんか?

当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。



電話でのご相談 お気軽にご利用ください。

フリーダイヤル **0120-86-3-291** (ハロー みんなの ふくい)

メールでのご相談 発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては時間を要する場合があります。)

福井県市町村職員共済組合専用アドレス

<https://consult.t-pec.co.jp/service/f181a6>

右の二次元コードからもアクセスできます。お気軽にご利用ください。▶



★ 福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスした場合、トップページのバナーをご利用ください。
<http://www.fukui-kyosai.jp/>

メンタルヘルス専用アドレス	ユーザー名	パスワード
https://t-pec.jp/websoudan/	863291	863291

※ プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合は除きます。

※ ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

冬を思いっきり楽しもう!

アイススケート・スキー・リフト利用助成



この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成を下記の内容で実施する予定です。
詳細につきましては、別途各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。
冬ならではのスポーツを楽しみましょう!

新型コロナウイルス感染症の状況により、対象施設及び
助成対象期間が変更となる場合があります。

10月29日
オープン予定!



アイススケート利用助成

対象施設	ニューサンピア敦賀 アイススケート場
助成対象期間	令和4年10月29日(土)～令和5年5月14日(日) 予定
助成内容	組合員及びその家族が、窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると施設入場料から助成券1枚あたり400円が差し引かれます。(貸靴料等は助成対象外です。)
利用助成券	令和4年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券(400円×5枚)」をお使いください。(再発行はいたしません。) ただし、令和5年4月1日以降は、令和4年度の助成券はお使いになれません。

スキーリフト利用助成



予定対象施設	九頭竜スキー場、和泉スキー場、スキージャム勝山、 新保ファミリースキー場、国境高原スノーパーク
助成対象期間	令和4年12月1日(木)～令和5年3月31日(金) (ただし、営業の状況については各スキー場にお問合わせください。)
助成内容	組合員及びその家族がリフト券を購入する際、販売窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると、指定スキーリフト券の料金から助成券1枚あたり400円を差し引いた金額で購入できます。
利用助成券	令和4年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券(400円×5枚)」をお使いください。(再発行はいたしません。)

<お問合せ先 健康管理課>

貸付事業からのお知らせ

貸付利率
年利1.26%
 (変動利率)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用いただけます。



普通・住宅貸付の申込は
 毎月15日締切です!

貸付種類等一覧表 (一部抜粋)

貸付種類	貸付事由	
普通貸付	物品の購入で臨時に必要な費用	
住宅貸付	自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用	
特別貸付	入学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の入学に要する費用
	修学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の修学に要する費用
	結婚貸付	組合員・子・孫・兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・配偶者の父母の葬祭に要する費用

住宅貸付は
 抵当権設定
不要

要望に応じて
手数料なしで
繰上償還可能

返済は安心の
給与天引

- ※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。
- ※ 令和4年10月から退職等年金給付の基準利率が据え置かれることから、貸付利率の変更はありません。
- ※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問い合わせください。ホームページでも確認いただけます。

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」発行のお知らせ

租税特別措置法の規定により住宅取得等特別控除を受けられる方を対象として、次の区分により「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行します。

① 平成23年1月1日から令和3年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和4年11月中旬頃に、令和4年12月末日現在の未償還(予定)残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、年末調整にご利用ください。

② 令和4年1月から令和4年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和5年1月中旬頃に、令和4年12月末日現在の未償還残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、確定申告にご利用ください。

③ 前記に該当しない方で住宅取得等特別控除を受けられる方

前記1、2に該当しない方で「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を必要とする場合は共済組合総務企画課までお問い合わせください。

※ 当組合のデータ管理において、「住宅借入金等特別控除」の適用条件全てを把握することができないため、平成23年1月1日以降に住宅等貸付を受けた方すべてに年末残高証明書を発行しています。「住宅借入金等特別控除」の対象とならない方の証明書も含まれていますので、不要な方は、理由を付して共済組合へお返しく下さい。次年以降は送付しないようにします。

- ※ 一部または全額繰上償還をした場合は、住宅取得等特別控除を受けられない場合があります。
- ※ 住宅取得等特別控除を受けるための条件等は、最寄りの税務署で確認してください。

<お問合せ先 総務企画課>

冬のボーナスは組合員貯金へ

年利**0.8%**
(半年複利)

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

冬のボーナスの積立は、賞与から自動的に天引きできる、「賞与積立」がおすすめです!!

積立額を変更する場合は、変更届に記入・押印のうえ、所属所担当課あてにご提出ください。

※利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

◆ 払戻日スケジュール ◆

年末年始の払戻日にご注意ください!

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

ただし、祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は払戻ができません。

「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前(土日・祝日は除く。)までに共済組合へ提出してください。

<10月から1月までの払戻注意日>

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
10月11日(火)	10月 6日(木)
11月 4日(金)	11月 1日(火)
12月28日(水)	12月26日(月)
1月 4日(水)	12月27日(火)
1月10日(火)	1月 5日(木)

特に左記の払戻注意日は、払戻請求書の必着日にご注意ください。

※11月23日(水)は、祝日のため払戻ができません。

← 年内最終の払戻日

← 新年最初の払戻日



※ 令和3年10月より、日本郵便の郵便サービスが一部変更され、到着に従来より1日程度時間がかかるようになりました。郵送の際は、当組合必着日に余裕をもってご提出ください。

◆ 組合員貯金残高通知書をお届けします ◆

9月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)令和4年度上半期(令和4年4月～令和4年9月)の入出金状況等を記載していますので、ご確認ください。

組合員貯金残高通知書の見方

令和4年10月12日

組合員貯金残高通知書
普通貯金の残高

上半期利息を元本に組み入れました。

税区分	4.9.30	の残	=	4.3.31	の残高	円	+	差引積立額	円	+	税込利息額	円	-	所得税額	円
課税	340,579			0				340,000			726			147	

決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)
4.9.30	0.8	20.315	

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名	〇〇銀行
支店名	〇〇支店
預金種目	普通預金
口座番号	1234567
名義人	キョウサイ 知ウ

(所属所) (証番号) (郵便番号)

お積立等明細					
日付	種別	金額 (円)	日付	種別	金額 (円)
4.4.21	給与積立	10,000	4.9.22	一部払戻	70,000
4.5.20	給与積立	10,000			
4.6.21	給与積立	10,000			
4.6.30	賞与積立	50,000			
4.7.13	臨時入金	300,000			
4.7.21	給与積立	10,000			
4.8.19	給与積立	10,000			
4.9.21	給与積立	10,000			

(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

現在、払戻金の振込先となっている登録口座です。間違いがないか確認をお願いします。

<お問合せ先 総務企画課>



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、秋から冬にかけて、家庭に常備しておくに役に立ちそうな医薬品等を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法	共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入してFAXまたは郵送でお申込みください。 ※申込先が販売会社へ直接申込みになりましたので、FAX送信先にご確認ください。
申込みの際の注意	①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。 ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。
代金の支払方法	商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。 ※郵便局で現金で振り込む場合、払込人負担金(110円)の負担がございますので、ご注意ください。
申込締切日	令和4年11月24日(木)

今回のおすすめ商品

電動歯ブラシ

歯をきれいに!



電動歯ブラシを使うと、手で磨くより圧倒的に清掃効率よく磨くことができます。人間の力では不可能な速さで振動し、歯垢をしっかりと除去できます。正しく磨いてピカピカの歯に!

<お問合せ先 健康管理課>



保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱い保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 職場復帰支援制度
オ. 三大疾病支援制度	カ. つなぎ積立年金	キ. 傷害総合保険	ク. 所得補償保険
ケ. ゴルファー保険	コ. 団体地方公務員賠償責任保険	サ. 一時払退職後終身保険	シ. リレー定期
ス. 退職後医療保障保険	セ. 退職後三大疾病支援制度	ソ. 一時払退職後傷害保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部署コード、職員番号、送金先口座情報
イ. 組合員各位の転出・転入情報 ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

新規加入・更新の時期になりました！

所得補償保険

保険金お支払い事例 3A型(月々3,350円)でご契約の30歳Aさんの場合(月額補償額217千円)の場合

1 階段から転び足首を骨折、2週間入院および自宅療養

- 最初の4日間が入院の場合、最初の4日間もお支払いの対象
- 入院および自宅療養の14日間がお支払対象になります
- 217千円×14日間/30日=101,267円

約10万円
お支払い



2 人間関係のトラブルから「うつ病」で半年間自宅療養

- 就業不能180日間のうち、4日間は支払対象外
- 自宅療養の176日間がお支払対象になります
- 217千円×5ヶ月+217千円×26日間/30日=1,273,067円

約165万円
お支払い



募集
スケジュール等

- 申込方法**
- ①新規加入の方は、所属所の共済組合事務担当課でパンフレット一式をお受け取りいただき、添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
 - ②継続加入の方は、内容等変更がある方のみ、パンフレットに添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合担当課に提出してください。

申込締切日 令和4年12月9日(金曜日)
保険期間 令和5年4月1日から1年間

団体ゴルファー保険

ゴルファー保険 ゴルフライフを万全の備えで！

「ゴルフ場外」での事故は保険の対象外になります。(ただし、賠償事故についてはゴルフ場外でも対象となります。)
「ゴルフ場外」とは、ゴルフの練習、または競技を行う施設で、施設の利用については、料金を徴するものをいいます。(パターゴルフ等は対象から外れます。)

補償内容		年間保険料
		4,000円
傷 害	死亡・後遺障害	190万円
	入院1日につき	2,850円
	通院1日につき	1,900円
ゴルフ用品の損害		12万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円
賠償責任(自己負担額なし)		1億円

一般保険料の
5%
引き!

募集
スケジュール等

- 申込方法** パンフレットに添付しました振込用紙及び加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、振込用紙で保険料を最寄の福井銀行窓口にてお振込みください。
加入依頼書は、次の①、②のどちらかで提出ください。
①継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送してください。
②新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

申込締切日 令和4年11月11日(金曜日)
保険期間 令和4年12月15日から1年間

令和5年度新規加入・更新のご案内が始まります！ (令和4年11月初旬～)

制度内容

制度名称	給付内容	退職後継続
生活サポートプラン	公的遺族年金を補完する制度です。死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。なお保険金は、年金形式で受け取ることができます。	
医療保障保険	病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。入院給付金は日額3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の金額をお支払いします。 ※8,000円については、本人のみの取扱いとなります。	退職後も 保険年齢69歳 までの保障が 確保できます
Wide 医療	疾病・傷害による手術給付、7大疾病(三大疾病+所定の生活習慣病)(注)による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。 (注)三大疾病とはがん(上皮がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。	
制度2年目 職場復帰支援制度	就業不能状態が不支給期間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。就業不能状態の場合の収入の減少に備えます。 (注)入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。 (※)不支給期間は、就業不能給付金の支払対象とならない期間です。 詳細はパンフレットを参照してください。	退職後 継続なし
三大疾病支援制度	三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)(注)の治療費として保険金をお支払いします。また、三大疾病(注)に関連の深い四疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変)を加えた7大疾病、上皮内新生物の治療費等をトータルサポートします(特約を付加した場合)。 (注)当制度の三大疾病には上皮内がんは含みません。	退職後も 保険年齢69歳 までの保障が 確保できます
傷害総合保険	不慮の事故による入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも、賠償責任保険金、介護保険金や携行品損害保険金の給付もあります。	一時払退職後 傷害保険 (保険期間10年間)
所得補償保険	ケガ・病気によって就業不能(治療のため入院または自宅療養)となり、休職・退職時の収入を最大65歳まで補償します。 ●本人および有識の配偶者が加入できます。 ●無事故の場合は、掛金の20%をお返しします。 ●医師の指示による自宅療養期間も、保険のお支払いの対象です。 ●入院による就業不能は、1日目からお支払いします。	退職後 継続なし

一般保険料の15%引き

「生活サポートプラン」は退職後も 保険年齢69歳までの保障が確保できます！

退職後継続手続きの流れ



【お願い】

今年度末までにご退職されるご加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。
つきましては、以下の手順にてお手続きをお願いします。

- ①所属所の共済組合事務担当課または(有)エル・サポート・福井までご連絡をお願いします。
- ②所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。

ご案内スケジュール(予定)

令和4年	10月 下旬	●「所得補償保険」更新PR開始
	11月 初旬	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 ・「職場復帰支援制度」・「傷害総合保険」・「Wide医療」
		更新募集開始 ※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。
	12月9日(金)	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 ・「職場復帰支援制度」・「傷害総合保険」・「Wide医療」 ・「所得補償保険」
		申込締切日
令和5年	4月 1日(土)	●更新日

制度内容等の詳細は、パンフレットをご参照ください

MY-A-23-他-000112、MYG-A-22-328

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱
有限会社 エル・サポート・福井

〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1
福井県自治会館 5階
TEL (0776) 52-0133
FAX (0776) 52-0134

LIFE SUPPORT

あなたの大切な
一日を越路で

身も心も
癒される
ひとときを

心のこもった
おもてなしを
ご提供します

一期一会に
感謝しながら

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用された場合、1泊2食の料金から閑散期・通常期は4,000円（幼児は2,000円）、繁忙期・年末年始は3,500円（幼児は1,500円）が助成されます。

コロナ感染対策は万全を期しております

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151

FAX:0776-77-3868

HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路

